

表2 □増加を続ける少年非行

昭和57年中に県内で補導された少年は22,707人で、前年に比べ1,621人(7.7%)増加し、依然として戦後第三のピークを形成しています。

区分		年別		昭57	昭56	増減	率(%)	
非 行 少 年	非 法 犯 年	刑 少	犯 罪 少 年	3,513	3,229	284	8.8	
		触 法 少 年	1,246	1,302	▲56	▲4.3		
		小 計	4,759	4,531	228	5.0		
	特 別 法 犯 年	刑 少	犯 罪 少 年	754	978	▲224	▲22.9	
		触 法 少 年	24	14	10	71.4		
		小 計	778	992	▲214	▲21.6		
計				5,537	5,523	14	0.3	
等	ぐ 犯、不良行為少年				17,170	15,563	1,607	10.3
	合 計				22,707	21,086	1,621	7.7

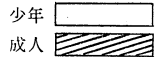
(注) ▲は減少以下同じ

非行がきわだった特徴となっている。また、非行の入口に立っているといわれる「ぐ犯不良行為少年」も一万余千人以上を教え、(表10)被害や非行につながる少年の家出も中学生がトップを占めている。(表11)この家出や薬物乱用などでは、女子生徒が多いのが特徴である。

以上のように本県の実態は全国的にみると低い位置にはあるが、非行等の内容を分析してみると、粗暴化、集団化、低年齢化、中学生の急増、初発型

表3 成人を追い越す

全刑法犯の中に占める少年(14歳未満の触法少年を除く。)の割合は、昭和56年から半数以上となったのです。



昭 48	30.3%	69.7%
昭 49	30.9%	69.1%
昭 56	50.5%	49.5%
昭 57	51.7%	48.3%

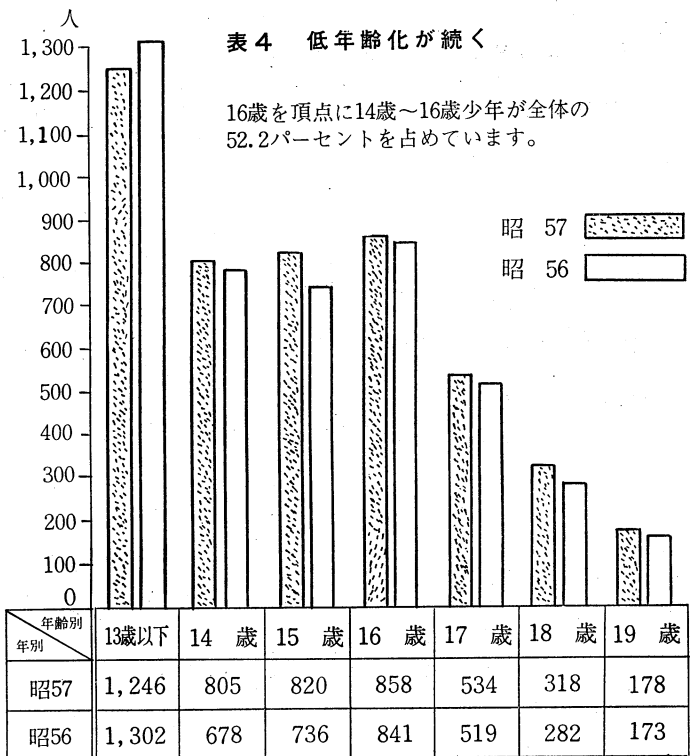
三 少年非行の背景

非行(従来は、遊び型非行と称した)の増加など、その傾向は、全国と類を一にしている。(福島県警察本部資料)

非行は、厳密にいえば、一人一人、それぞれの事件で原因が違っている。また非行の究明には、医学、心理学、社会学などそれぞれの立場から科学的に研究されているが、これらを統合した多角的な観点や理解が必要であ

表4 低年齢化が続く

16歳を頂点に14歳~16歳少年が全体の52.2パーセントを占めています。



(2) 非行を生みやすい環境上の要因

- ① 家庭
 - ・ 核家族化や親の心理的な不在に基づく人間関係の障害。
 - ・ 戦後の家庭の無力化、孤立化、親の養育態度の混乱、正しい愛情と権威の欠如。
 - ② 学校
 - ・ 画一的、知育偏重の教育、進学準備教育、職業教育に対する無理解、学校の権威の喪失、教師
- (1) 本人に素質的要因がある場合
- ① 性格異常、情緒障害などの問題
 - ・ 思春期における発達障害、発育の遅滞、不調和、成熟の加速現象。